

## 秋田市新卒者地元就職応援金 よくあるご質問

※秋田市新卒者地元就職応援金は、令和9年4月以降に採用された方が対象となりますのでご注意ください  
※秋田市新卒者地元就職応援金の申請に関する質問は、令和9年4月以降に追加します。

Q1	秋田市新卒者地元就職応援金とはどのような制度ですか。
A1	秋田市内にある事業所に就職した新卒者を対象に、5万円または3万円を支給する制度です。
Q2	秋田市新卒者地元就職応援金の申請者は、誰になりますか。
A2	新卒者本人です。
Q3	連携企業とはどのような制度ですか。
A3	市と連携して新卒者を応援する企業を「連携企業」として認定する制度です。 連携企業に就職した新卒者には、企業から25,000円、秋田市から25,000円をそれぞれ支給し、合計50,000円の応援金を支給します。
Q4	連携企業の対象となる企業の範囲を教えてください。
A4	市内に本社、支店または事業所を有し、市内で事業活動を行う法人又は個人事業主が対象です。
Q4	対象外となる業種はありますか。
A4	以下の事業者は対象外となります。 ・特定の接待を伴う飲食店や、性風俗関連特殊営業などを行う事業者 ・事業主や役員が暴力団、あるいはその統制下にある事業者 ・国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人などの公的機関
Q5	半年前に市外から市内に事業所を移転しましたが、対象となりますか。
A5	新卒者が就職した時点で市内にあれば対象となります。
Q6	個人事業主で、自宅は市外で店舗は市内にある場合、対象となりますか。
A6	店舗が市内にあり、新卒者が市内の店舗に勤務している場合は対象となります。
Q7	市内の店舗で勤務する、市外在住の従業員は対象となりますか。
A7	秋田市以外に住民票がある従業員は対象外となります。
Q8	事業専従者(家族従事者)は対象となりますか。
A8	市内に住民票があり、市内で勤務する場合は対象となります。
Q9	企業が支給する25,000円は、給与や賞与とは別に支払う必要がありますか。
A9	給与や賞与に含めても良いですが、25,000円が応援金であることが給与明細や経理上の帳簿等でわかるように支給してください。
Q10	企業が25,000円以上支給した場合、市からはいくら支給されますか。
A10	企業から25,000円以上支給した場合も、市からの支給額は25,000円となります。
Q11	就業規則や給与規定等に規定する必要がありますか。
A11	必ずしも就業規則や給与規定に規定する必要はありませんが、25,000円が応援金であることが給与明細や経理上の帳簿等でわかるように支給してください。
Q12	企業が支給する25,000円は、どの時期に払うかルールがありますか。
A12	秋田市へ申請を行う前まで(申請期限は入社日から6か月経過後した日の60日以内)に支給してください。

Q13	連携企業の認定前に支給しても問題はありませんか。
A13	秋田市新卒者地元就職応援金連携企業認定通知書の交付を受けてから支給してください。
Q14	連携企業になるための手続きを教えてください。
A14	以下の3つを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市新卒者地元就職応援金連携企業認定申請書(様式第4号)</li> <li>・法人の登記事項証明書(提出日の3か月以内に発行されたもの。)又は開業届(個人事業主に限る。)</li> <li>・市税に未納がない証明書</li> </ul>
Q15	連携企業でない場合でも、新卒者は秋田市新卒者地元就職応援金を受けられますか。
A15	連携企業以外に就職した場合は、秋田市から30,000円を支給します。
Q16	連携企業の認定後に変更(辞退)があった場合の手続きを教えてください。
A16	秋田市新卒者地元就職応援金連携企業申請事項(変更・廃止)届出書(様式第6号)を提出してください。
Q17	連携企業の認定に期限はありますか。
A17	認定期限はありませんが、秋田市新卒者地元就職応援金交付要綱第8条に記載する違反等があった場合は、認定を取り消す場合があります。
Q18	入社日は市内事業所に勤務していたが、申請時点で市外事業所に異動した従業員は対象となりますか。
A18	申請時に秋田市以外の事業所に勤務している従業員は対象外となります。
Q19	支給対象となる従業員の「6か月勤務」の考え方を教えてください。
A19	入社日時点から6か月間継続して市内事業所に勤務した従業員が対象です、市内にある別の店舗等に異動した場合でも支給対象となりますが、市外店舗等へ異動した場合は対象外となります。